広島市ごみ処理施設
ごみ計量システム等更新事業
募集要項

令和８年１１月

広島市

目次

１　募集の趣旨・・・

1　募集の趣旨

本市のごみ処理施設では、搬入されたごみの重量や車両情報などを記録するため、各施設にごみ計量システムを導入しており、ごみ計量システムで計量したデータにより固形状一般廃棄物処分手数料の徴収、ごみピット残高の把握による各工場間での搬入調整及びごみ処理実績の算出を行っている。各施設に導入されているごみ計量システムに違いがあることから、本事業においてごみ計量システムを統一的に更新することにより、ごみ計量業務の安定的な運用と円滑化を図る。

また、ごみ計量システムの車両識別に使用しているパンチカード読取機は既に製造が終了しており、システムを構成する機器の老朽化も進んでいるため、ごみ計量システムの更新に合わせて、システムの稼働に必要な計量機を更新するものである。

2　事業概要

⑴ 事業名

広島市ごみ処理施設ごみ計量システム等更新事業

⑵ 契約方式及び契約期間

契約方式　公募型プロポーザル方式

契約期間　契約締結日から令和１２年３月３１日まで

⑶ 事業内容

本事業の範囲はごみ計量システムの更新に必要となる全ての作業および機材・ソフトウェアの調達とする。

⑷ 対象施設

施設名称	住所
中工場	中区南吉島一丁目 5 番 1 号
安佐南工場焼却施設	安佐南区伴北四丁目 3990
安佐南工場大型ごみ破砕処理施設	
西部リサイクルプラザ	西区商工センター七丁目 7 番 2 号
北部資源選別センター	安佐北区安佐町大字筒瀬 864 番地

⑸ 事業費限度額（事業年度毎の事業費限度額は別表のとおり。）

１５０，０００，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3　受託候補者の特定及び契約について

本事業は、公募型プロポーザルにより民間事業者からの提案を広く募集し、本事業への応募者資格等があると確認された者から提出される提案書について審査・評価を行う。その結果、評価点が最も高い提案を行った応募者を受託候補者とし、当該契約の見積りを徴する優先交渉権者に決定する。優先交渉権者は、本市と事業契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、随意契約を締結し、本事業を実施するものとする。

4　契約者

広島市

５　応募条件

⑴　応募要件

ア　本事業の応募者は、本事業を実施する能力のある単独事業者とし、複数の事業者が共同して応募することは認めない。

イ　応募者は、⑵及び⑶で示す資格要件の全てに合致しなければならない。

⑵　応募者資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。

ア　資格確認時の書類により、本事業を十分に遂行できると認められる者であること。

イ　本事業を円滑かつ迅速に対応できる者であること。

ウ　地方公共団体（一部事務組合を含む。以下、同じ。）が設置する一般廃棄物処理施設※１において、平成２２年４月１日以降に元請※２として完成・引渡しが完了した計量機一式※３を設置した工事等の実績を１件以上有すること。

※１　一般廃棄物処理施設とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。

※２　元請とは、発注者と直接契約を締結した者とする。

※３　計量機一式とは、環境省が公表する「廃棄物処理施設の発注仕様書及び要求水準書作成の手引き（標準発注仕様書・要求水準書及びその解説）　エネルギー回収型廃棄物処理施設編」の最新版に記載される計量機の機能及び構成機器について、その全てを対象としたものに限る。計量機の一部を既設流用している場合は、実績として認めない。

エ　広島市建設工事競争入札参加資格の「令和７・８年度」の「機械器具設置工事」で認定されている者であること。なお、参加表明書提出時に当該資格を有していない者は、担当課が参加資格の確認を行い、当該資格と同等の資格を有していると認められる場合は、広島市建設工事競争入札参加資格の「令和７・８年度」の「機械器具設置工事」で認定されている者とみなす。ただし、この参加確認申請は、本事業に対してのみ有効とする。

⑶　応募者は、次の要件を全て満たすこと。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４及び広島市契約規則（昭和３９年広島市規則第２８号）第２条の規定に該当していない者であること。

イ　広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ウ　公示日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律７７号）第３条又は第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。

オ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていない者であること。

カ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第２条の規定により、なお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和２７

年法律第１７２号。以下「旧法」という。）第３０条第１項及び第２項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法第４１条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

キ　最近１年間の法人税、事業税、地方税を滞納していない者であること。

６　応募に関する留意事項

⑴　費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

⑵　提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、本市は、応募者に無断で本事業の遂行以外の目的で使用することはない。

⑶　第三者の権利を使用した結果生じる責任

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

⑷　本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

⑸　提出書類の変更禁止

原則、提出書類の変更は認めない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

⑹　虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書等に虚偽又は重要な事項を記載しなかった場合は、参加表明書又は提案書等を無効とする。

⑺　情報公開

提出書類について、広島市情報公開条例の規定に基づき公開を請求されたときは、同条例に規定する不開示情報を除き公開の対象となる。

７　本契約までの流れ

⑴　応募者の条件

応募者は「５応募条件　⑵⑶」で定める応募者資格等を満たす者とする。

⑵　応募者資格等の確認及び提案要請

応募者の資格等を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を電子メール及び文書で要請する。

⑶　受託候補者の特定及び優先交渉権者の決定

本市が設置する広島市ごみ処理施設ごみ計量システム等更新事業プロポーザル審査委員会（以下「プロポーザル審査委員会」という。）において、提案書を審査・評価し、受託候補者を特定するとともに、応募者全員にその結果を通知する。また、受託候補者を当該契約の見積りを徴する優先交渉権者に決定する。

なお、プロポーザル審査委員会の委員は、受託候補者特定後に公表する。

⑷　契約

優先交渉権者と諸条件について本市と詳細協議を進め、優先交渉権者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。ただし、指名停止等やむを得ない事情により優先交渉権者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。

８　事業全体スケジュール（予定）

	項目	日程
1	募集要項の配付（市ホームページで公開）	令和8年11月6日～11月18日
2	募集要項等に関する質問受付	令和8年11月6日～11月11日
3	資格確認時の書類の受付	令和8年11月6日～11月18日
4	応募者資格確認結果の通知	令和8年11月24日（予定）
5	ウォークスルー調査受付期間	参加表明書の提出後～11月27日
6	ウォークスルー調査	令和8年11月26日～12月2日
7	提案書の受付	令和8年11月25日～12月24日
8	プレゼンテーションの実施	令和9年1月上旬
9	審査・評価	令和9年1月上旬
10	受託候補者の特定・通知、優先交渉権者の決定	令和9年1月中旬
11	詳細協議	令和9年1月中旬～1月下旬
12	契約の締結	令和9年2月中旬
13	事業期間	契約締結の日から令和12年3月31日まで

９　手続き等

⑴　担当課

広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号　広島市役所４階

環境局環境施設部

電　話　０８２－５０４－２２１６（直通）

ＦＡＸ　０８２－５０４－２２２９

Ｅ－ｍａｉｌ　ka-shisetsu@city.hiroshima.lg.jp

⑵　募集要項等の交付方法

広島市のホームページ（https://www.city.hiroshima.lg.jp/）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報　トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和８年度　プロポーザル・コンペ案件」からダウンロードできる。ただし、これにより難い場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、担当課において交付する。

なお、既存図面の配付希望者は、担当課へ電話の上、申請書（様式１－１）を提出すること。

・　交付期間

公示日から令和８年１１月１８日（水）までの８時３０分から１７時１５分まで(ただし、本市の休日（広島市の休日を定める条例(平成３年広島市条例第４９号)第１条第１項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。)。

⑶　募集要項等に関する質問の受付及び回答

ア　募集要項等に関する質問がある場合は、持参又は郵送（ただし、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により、以下のとおり担当課に提出すること。 なお、持参する場合は受付期間の８時３０分から１７時１５分まで（ただし、本市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

・　受付期間

令和８年１１月　６日（金）から令和８年１１月１１日（水）まで

イ　アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以降において、本市のホームページからダウンロードできる。

⑷　資格確認時の書類の提出

持参又は郵送（ただし、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により、以下のとおり担当課に提出すること。 なお、持参する場合は受付期間の８時３０分から１７時１５分まで（ただし、本市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

イ(ｲ)について、申請書類の様式等の配付希望者は、担当課への電話又は電子メールにより配付申込を行うこと。

ア　受付期間

令和８年１１月　６日（金）から令和８年１１月１８日（水）まで

イ　提出書類

(ｱ)　次の提出書類にインデックスを付け、１部提出すること。

なお、(ｲ)に該当する場合、(ｱ)に示す書類と併せて提出すること。

a　参加表明書（様式１－３）

b　事業実績調書（様式１－４）

c　誓約書（様式１－５）

d　広島市税の納税証明書

（本市への納税義務がない者にあっては申立書（広島市税用）（様式１－６））

証明年月日が参加表明書提出日から３か月前の日以降のものとする。

e　消費税及び地方消費税の納税証明書

「その３」、「その３の２」又は「その３の３」のいずれかとし、証明年月日が参加表明書提出日から３か月前の日以降のものとする。

(ｲ)　広島市建設工事競争入札参加資格の「令和７・８年度」の「機械器具設置工事」で認定されていない者

a　建設工事提出書類一覧

b　参加資格確認申請書

c　委任状

申請者が建設業法上の主たる営業所以外の営業所等の長（使用人）に契約権限を継続して委任しようとする場合のみ作成すること。

d　履歴事項全部証明書（現在事項全部証明書は不可とする。）

発行（証明）年月日が参加表明書提出日から３か月前の日以降のものとする。

e　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

審査基準日が参加表明書提出日から１年７か月前の日以後のものとする。

f　建設業許可（機械器具設置工事）が確認できる書類（(a)又は(b)により提出。）

(a)　「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」（https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/）において発行される、建設業許可を表示したＰＤＦファイルを印刷したもの（記載の発行日が参加表明書提出日以降のもの）

(b)　上記(a)に代えて建設業許可証明書、建設業許可確認書又は建設業許可通知書を提出する場合は、証明年月日、確認年月日又は通知年月日が参加表明書提出日の３か月前の日以降のものに限る。

g　営業所一覧表（(a)又は(b)により提出。営業所が本店のみである場合も提出すること。）

(a)　「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」（https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/）内の「建設業者の詳細情報」の営業所情報を表示したページを印刷したもの

(b)　営業所一覧表

・　「名称」の「（主たる営業所）」欄は、本店等の建設業の許可を受けている事務所を記入し、「（その他の営業所）」欄は、建設業の許可を受けている営業所を記入すること。

h　営業所等調書兼実態調査同意書（次に該当する者は提出すること。）

市内営業所等が、建設業法上の主たる営業所（本店）又は入札契約権限の委任先としようとする主たる営業所以外の営業所等である場合に、法令等により営業所等への常勤性が求められている者の在勤状況、技術者の資格、雇用関係、専任状況、事務所の実態等について広島市が実地に調査する場合に、これに協力することに同意した上で作成すること。

⑸　資格確認結果の通知及び提案書の提出要請について

令和８年１１月２４日（火）（予定）に本市から応募者に通知する。

⑹　参加を辞退する場合

資格確認結果の通知により資格が確認された者が以降の参加を辞退する場合は、持参又は郵送（ただし、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により、提案書の受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式２）を１部担当課に提出すること。 なお、持参する場合は受付期間の８時３０分から１７時１５分まで（ただし、本市の休日を除く。）とし、郵送の場合は提案書の受付の締切日の前日必着とする。

⑺　ウォークスルー調査

資格確認結果の通知により資格が確認された者は、必要に応じてイの期間に施設内への立入調査を行うことができる。ただし、希望する場合、参加表明書の提出後、速やかに担当課に連絡

し、日程調整を行うこと。調査内容は、立入可能な室の計量機の設置状況の確認のみとし、機器寸法の測定等の調査はできない。ただし、時間に限りがあるため、ウォークスルー実施内容等は本市が調整し、希望に添えない場合がある。また、応募資格を有しない者はウォークスルー調査に参加することはできない。

ア　受付期間

参加表明書の提出後から１１月２７日（金）まで

イ　実施期間

令和８年１１月２６日（木）から１２月　２日（水）まで

⑻　提案書の提出

持参又は郵送（ただし、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により、以下のとおり担当課に提出すること。 なお、持参する場合は受付期間の８時３０分から１７時１５分まで（ただし、本市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

提案書について、提出後の差替えはできないものとする。

ア　受付期間

令和８年１１月２５日（水）から令和８年１２月２４日（木）まで

イ　提案書提出書類

(ｱ)　提案書提出届（様式３－１）
(ｲ)　事業実施計画（様式３－２）
(ｳ)　更新設備の性能・信頼性・保証（様式３－３）
(ｴ)　システムの機能性（様式３－４）
(ｵ)　施工計画（様式３－５）
(ｶ)　保守内容・保守体制（様式３－６）
(ｷ)　その他有効な提案（様式３－７）
(ｸ)　更新機器一覧・システム構成図（様式３－８）
(ｹ)　提案時参考見積書（様式３－９）

ウ　イの提出書類をＡ４縦長ファイルに綴じ、次のとおり提出すること。

(ｱ)　提案書（本書）　：　１部（称号や企業名等を記載し、押印したもの）
　　提案書（評価用）：１０部（本市が指定した名称のみを記載したもの）
(ｲ)　提案書（評価用）の内容を記録したＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ等の光学メディア：１部

⑼　提案書作成要領

提案書は、応募者が責任を持って作成し提出すること。提案書の作成に当たっては、仕様書その他全ての募集に関する資料を踏まえた提案とすること。

また、提案書は、「広島市ごみ処理施設ごみ計量システム等更新事業特定基準」（以下「特定基準」という。）に基づき審査・評価を行うための図書であることを十分認識して作成するものとし、本事業に係る関係資料と齟齬が生じることがないよう留意すること。特に、様式３－２から様式３－７に記載した各評価項目の趣旨等を十分理解し、次の要領に従って提案書の作成を行うこと。

ア　提案書の記述は日本語とする。ただし、一般的に認知されている商標や略称等は除く。

また、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとする。

イ　公募型プロポーザルでは、応募者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて評価するため、応募者の提案内容が理解しやすいように提案理由、方法、範囲及び対応策等を具体的に図示又は記述すること。

ウ　優先交渉権者の提案内容は、契約事項となるため、提案に当たっては応募金額の範囲内で実現可能なものを記述すること。

エ　提案内容において、仕様書等にはない事項等がある場合でも、応募金額に含まれる経費として全て応募者の負担とする。

オ　本書となる１部は、参加表明書に記載する商号や企業名等を表紙に記載し、参加表明書に押印する印鑑と同一のものを使用して押印すること。

カ　提案書（評価用）の作成に当たっては、応募者（提案書の作成者）の称号や応募者の商号等を類推できる表現を使用しないこと。

キ　提案書には、目次及びページを付けること。また、各指定様式の１枚目には中表紙（様式自由）を綴じるものとし、インデックスを付すこと。

ク　通し番号／総項数を記載（Ａ４の場合は用紙中央最下段、Ａ３の場合は用紙右下）すること。

ケ　提案書は、Ａ４縦置き・横書き、Ａ４横置き・横書き又はＡ３横置き・横書きで、本文のフォントサイズは１１ポイント程度以上とする（Ａ４及びＡ３のいずれも片面のみ可）。なお、Ａ３用紙を使用した際は、見開きしやすいよう必ずＡ４用紙と同じ大きさに折りたたむこと。

コ　記載に当たっては、可能な範囲で専門用語を多用しない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。また、イメージ図、写真等を効果的に用い、具体的に記載すること。

サ　提案時参考見積書（様式３－９）について、事業費が事業費限度額以下であること。

10　プレゼンテーションの実施

資格確認結果の通知により資格が確認された者は、令和９年１月上旬（予定）に広島市役所において、プロポーザル審査委員会に対し、技術提案書等の提案内容の理解をより深めてもらうため、プレゼンテーションを実施する。なお、正式な日時及び実施場所等の詳細は応募者毎に連絡する。プレゼンテーションは、参加資格保有者による技術提案書の概要説明を行い、その後、審査委員会の委員からのヒアリングを行う。

11　審査及び審査結果の通知

⑴　審査内容及び特定基準

「特定基準」のとおり。

⑵　審査の流れ

審査については、次の要領で行う。

ア　応募者からの提案書及びプレゼンテーションの内容を基に提案内容を審査する。

イ　審査の結果、プロポーザル審査委員会の評価点が最も高い提案を行った応募者を受託候補者とし、

当該契約の見積りを徴する優先交渉権者に決定する。優先交渉権者は、本市と事業契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、随意契約を締結し、本事業を実施するものとする。なお、合意に至らなかった場合、次点を優先交渉権者とする。

⑶ 審査結果の通知

ア　審査の結果は、令和９年１月中旬に応募者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

イ　審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。

ウ　優先交渉権者を本市のホームページで公表する。

⑷ 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア　提案期限を過ぎて提案書が提出された場合

イ　提案書に虚偽の記載があった場合

ウ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ　募集要項に違反すると認められる場合

オ　各年度の事業費が事業費限度額を超えている場合

12　事業実施に関する事項

⑴ 誠実な業務遂行

ア　事業者は、募集要項、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に事業を遂行すること。

イ　事業遂行に当たり疑義が生じた場合、本市と事業者の両者で誠意を持って協議することとする。

⑵ 本契約期間中の本市と事業者の関わり

事業者は、事業者の責により本事業を遂行し、本市は本契約に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

⑶ 再委託

構成員が下請負人を使用する場合は、本市の承諾を得ることとする。

⑷ 契約の締結が困難となった場合における措置

ア　優先交渉権者の責により契約できない場合は、本市は、優先交渉権者からそれまでに要した費用を請求することができるものとする。

イ　本市の指示により事業が中止された場合は、事業者はそれまでに要した金額を上限に、本市と協議の上合意した金額を請求できるものとする。なお、契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

13　関連工事等

現時点では次の関連工事等が予定されている。その他の関連工事、点検業務及び整備業務も含め、関係者間で十分調整の上、本事業を実施すること。

・　西部リサイクルプラザ　基幹的設備改良事業

14　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　応募者資格等を有しない者のした提案書の提出及び提案書の提出に関する条件に違反したものの提案書は無効とする。

⑶　履行検査に当たっては、契約書に盛り込んだ提案書の内容を満たしていることを確認する。

⑷　提案書に記載した技術者等の配置変更は、原則、認めない。

⑸　地方自治法施行令第１６７条の１６第１項に規定する規則で定める契約保証の率は、契約金額の１００分の１０以上とする。広島市契約規則第３１条の各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

別表　事業年度毎の事業費限度額

年度	事業費限度額
令和８年度	０円
令和９年度	５１，０００，０００円
令和１０年度	４８，０００，０００円
令和１１年度	５１，０００，０００円